

千葉県生涯大学校管理規則

昭和五十三年十二月二十二日
規則第八十八号

改正	昭和五五年 三月二九日規則第九号	昭和五六年十一月 六日規則第七二号
	昭和六一年一二月一九日規則第七一号	昭和六二年一二月二一日規則第七六号
	昭和六三年一二月 五日規則第八六号	平成 元年一二月二五日規則第一〇九号
	平成 二年一二月一七日規則第七一号	平成 四年一二月 九日規則第一〇九号
	平成 六年一二月二二日規則第八〇号	平成一一年 三月一二日規則第一三三号
	平成一四年一〇月一八日規則第九四号	平成一五年 三月 七日規則第一一一号
	平成一七年十一月 四日規則第一七二号	平成二一年 七月一七日規則第六〇号
	平成二四年 七月二四日規則第七二号	平成二八年一二月二七日規則第八〇号
	平成三〇年 三月二三日規則第一二二号	令和 五年 三月一七日規則第六号

注 令和五年三月一七日規則第六号による改正は、令和六年四月一日から施行につき、直接改正を加えないで点線で囲って登載した。

千葉県生涯大学校管理規則

題名改正〔平成四年規則一〇九号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県生涯大学校設置管理条例（昭和五十三年千葉県条例第三十九号。以下「条例」という。）第九条及び第十五条の規定により生涯大学校（以下「大学校」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成四年規則一〇九号・一四年九四号・一七年一七二号・二一年六〇号〕

(指定管理者の指定の告示)

第二条 知事は、条例第五条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一七年規則一七二号〕、一部改正〔平成二四年規則七二号・三〇年一二号〕

(入学の手続)

第三条 大学校に入学しようとする者は、知事が別に定めるところにより入学願書を提出しなければならない。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(入学の許可)

第四条 知事は、前条の規定により入学願書の提出があつた場合は、抽選の方法により入学を許可すべき者を決定し、入学を許可するものとする。ただし、健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る入学を許可すべき者の一部については、知事が別に定めるところにより入学を許可することができる。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行
第四条ただし書中「健康・生活学部及び地域活動専攻科に係る」を削る。

一部改正〔平成四年規則一〇九号・一七年一七二号・二四年七二号・二八年八〇号・三〇年一二号〕

(入学の通知)

第五条 知事は、前条の規定により入学を許可した者に対し、入学許可通知書により通知するものとする。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(授業科目)

第六条 大学校の健康・生活学部及び造形学部の授業科目は、共通科目及び専門科目とする。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行

第六条中「及び造形学部」を削り、「共通科目」を「基礎科目」に改める。

追加〔平成二四年規則七二号〕、一部改正〔平成二八年規則八〇号・三〇年一二号〕

(学年)

第七条 大学の学年は、四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(授業及び授業時間)

第八条 大学においては、毎週一回授業を行うものとする。ただし、造形学部陶芸コースにあつては、毎週二回授業を行うものとする。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行
第八条第一項ただし書を削る。

2 大学の授業時間は、一日四時間とする。

3 第一項に定める授業を行う日が、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日に当たったとき、並びに指定管理者が別に定める夏期休暇及び冬期休暇の期間にあるときは、休業日とする。

4 前各項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、知事の承認を受けて、授業日数及び授業時間を増減することができる。

一部改正〔昭和五五年規則九号・平成一七年一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(退学)

第九条 大学に在学する者は、大学を退学しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。

追加〔平成一五年規則一一号〕、一部改正〔平成一七年規則一七二号・二四年七二号・三〇年一二号〕

(卒業証書等)

第十条 知事は、大学の健康・生活学部又は造形学部を修了した者に対し卒業証書を、大学の地域活動専攻科を修了した者に対し修了証書を授与する。

注 令和五年三月一七日規則第六号で、令和六年四月一日から施行
第十条中「又は造形学部」を削る。

一部改正〔平成一五年規則一一号・一七年一七二号・二四年七二号・二八年八〇号・三〇年一二号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十一条 条例第十四条第一項の規定により知事が大学の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第八条第三項又は第四項に規定する業務のいずれかが含まれるときにおけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同項中「知事の承認を受けて、授業日数」とあるのは「授業日数」とする。

追加〔平成二一年規則六〇号〕、一部改正〔平成二四年規則七二号・三〇年一二号〕

(補則)

第十二条 この規則に定めるもののほか、大学の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

一部改正〔平成一五年規則一一号・一七年一七二号・二一年六〇号・二四年七二号・三〇年一二号〕

附 則

この規則は、昭和五十四年二月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年三月二十九日規則第九号）

この規則は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十一月六日規則第七十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十一年十二月十九日規則第七十一号）

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年十二月二十一日規則第七十六号）

この規則は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（昭和六十三年十二月五日規則第八十六号）

この規則は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附 則（平成元年十二月二十五日規則第百九号）

この規則は、平成二年四月一日から施行する。

附 則（平成二年十二月十七日規則第七十一号）

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

附 則（平成四年十二月九日規則第百九号）

この規則は、平成五年四月一日から施行する。

附 則（平成六年十二月二十二日規則第八十号）

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月十二日規則第十三号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年十月十八日規則第九十四号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月七日規則第十一号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十一月四日規則第百七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の千葉県生涯大学校管理規則（以下「改正後の規則」という。）第二条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 3 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第二条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第七十九号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年七月二十四日規則第七十二号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第四条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第六条、第八条第一項、第十条及び第十一条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十四年千葉県条例第五十五号）附則第二項の規定により一般課程、専攻課程又は通信課程が存続している間、当該課程については、なおその効力を有する。

附 則（平成二十八年十二月二十七日規則第八十号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第五条ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第七条及び第十一条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（平成二十八年千葉県条例第六十三号）附則第二項の規定により地域活動学部が存続している間、当該学部については、なおその効力を有する。

附 則（平成三十年三月二十三日規則第十二号）

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月十七日規則第六号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前から引き続き生涯大学の健康・生活学部に在学している者に係る当該学部の授業科目については、改正後の千葉県生涯大学校管理規則第六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正前の千葉県生涯大学校管理規則第六条、第八条第一項及び第十条の規定は、千葉県生涯大学校設置管理条例の一部を改正する条例（令和五年千葉県条例第九号）附則第三項の規定により造形学部が存続している間、当該学部については、なおその効力を有する。